

田原市入札執行傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札執行（電子入札を除く。）を公開するに当たり、入札執行の適正を確保するため、その傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 入札執行を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、入札傍聴人申請簿（別記様式）により受付をし、入札事務執行者の指示に従い傍聴するものとする。

(傍聴定員等)

第3条 傍聴人の定員は、入札会場の都合によりその都度定めるものとする。

2 傍聴人の受付は、定員になり次第締め切るものとする。

3 傍聴人は、入札開始時刻までに入札会場への入室を終えなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札会場に入り、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者

(3) 前2号に定めるもののほか、入札執行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場内においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 入札の結果等について拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語を話し、又は放歌、高笑い等をしないこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、入札会場の秩序を乱す等入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、写真撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に入札事務執行者の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 入札事務執行者は、傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

